

平成 31 年度

事業計画書

社会福祉法人 報恩積善会
養護老人ホーム 報恩積善会

平成31年度 事業計画書

はじめに

平成30年7月の豪雨により岡山県の老人福祉施設においては、真備町、総社市、高梁市の3法人4施設で甚大な被害を受けました。

真備町の施設では、浸水前に別の同法人施設に入居者を避難させることができましたが、水位480cmで施設全体が水没し、車両も9台が水没してしまいました。

高梁市の2施設では、いずれも2階建て施設の内1階部分が浸水し、入居者は2階へ避難致しましたが、厨房が使用出来ない状態になり、しばらくは調理のいらぬレトルト食品が続いたという事です。

総社市の施設では、高梁川の氾濫により全館床上50cmの浸水、ライフラインが不通となり、設備・備品のほとんどが機能停止の状態になってしまいました。

入居者100名は、被災直後に他法人の特養、有料老人ホーム、病院等17施設に受け入れてもらい移送されましたが、現在も施設の復興・復旧の目途が付いておらず、移動したお年寄りはそのまま入居、または他施設への移動などとなっております。

また、この施設では約90名の職員が解雇されると言う事態になってしまいました。

秋よりスタート予定であった岡山県災害派遣福祉チーム(DWAT)は、前倒しして、手探りのままのスタートとなりました。

現在、真備町の施設は完全に復旧し事業を再開しましたが、総社市の施設では、現在地での再開になるか、別の場所での再開になるか、総社市と施設側との話し合いを行っているという事です。

今回、積善会では豪雨による被害は受けておりませんが、いつ、何時、我々は防ぎようのない天災の被害に遭遇するかわかりません。

豪雨後、またその後の台風被害に備えての避難場所としてショートステイの部屋、空きベッドを利用して、一時的ではありますが数名の一人暮らしの方々を受け入れることが出来たことは、今後の緊急時の支援にもつながっていくのではないかと考えております。

平成29年に社会福祉法が改正され、社会福祉法人には経営組織のガバナンスの強化、公益的な取り組みの責務、情報開示を行い財務規律や事業の透明性を図っていくことが求められ、他の経営主体では対応できない地域の福祉課題に積極的かつ柔軟に対応し、「地域共生社会」の実現を主導していくような役割を果たしていかなければなりません、「どのような取り組みをすればいいのか分からない」と言う法人も出てきていると耳にします。

当法人では24年目となる給食サービス(配食、会食)、一昨年度より高齢者の居場所づくりの為のふれあい講座やほほえみカフェ(認知症、地域交流カフェ)、つまみみんな食堂

(地域及びこども食堂)、入居者と地域住民と一緒にぞうきん作りを行う活動(マイクラフト)、食堂及びふれあいホール等の施設の貸し出しなど新たな取り組みを始めております。

また学生の実習受け入れ以外にも、障害者の就労訓練実習、支援を必要とする子どもの実習受け入れ等法人理念の「和」のもとに、地域社会に貢献できることを日々考え実践してきております。

以前から行っている、「積善会まつり」「地域交流会」同様、新しい取り組みにも、より多くの職員も関わっていけるようにしていきたいと考えております。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、37万人超の介護人材が不足するとされております。

高齢者が増え、「少子化」が進み「人口減少」の問題も出てきて、今後の介護等を支える人材確保も重要な課題となる中、岡山県でもいくつかの施設において外国人労働者の受け入れを始めている施設が増えてきております。

昨年度介護報酬改定が6年ぶりのプラス「0.54%」となりましたが、2019年度の介護報酬改定については、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、他の介護職員などの処遇改善にこの収入をあてることが出来るよう柔軟な運用を認める事を前提に、勤続10年以上の介護福祉士について月額8万円相当の処遇改善を行う事を算定根拠に公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行うと公表されました。

養護老人ホームにおいては措置費運営費の権限・財源が市町村に移譲されてから、措置控えが全国的にも起こっており、全国老人福祉施設協議会の養護部会として養護老人ホームの役割の重要性を発信し、関係省庁に対応を求める「養護再建Action3」なる活動が行われ、「国政への働きかけ」「都道府県への働きかけ」「市町村への働きかけ」を行い、養護老人ホームの必要性を訴えて行こうとしています。

低所得貧困高齢者、生活困窮者、精神疾患、被虐待者、刑余者等、「生活の場」を失った人たちを支え、地域の中で関わり続けて行くことが養護老人ホームの役割であり、使命だと思います。

平成も終わり、新しい元号となる年、外部サービス利用型から一般型への移行も視野に置き、養護老人ホームとしての原点に還り、より多く地域社会へ貢献する取り組みを行っていけるよう職員ともども切磋琢磨していければと考えております。

施設長 塩見伸昭

法人理念『和』

手を取りあい誰ひとりこぼれることのない大きな輪をつくる大切さのことです。

私たちは地域の一員として互いの手を携えて、誰もが和やかに生活できる社会の実現を目指します。

《施設運営方針》

○地域の中の拠点施設となるべき開かれた施設を目指す

地域の中の福祉拠点として、地域の人たちにも開放し地域福祉の向上を目指します。

○人生の最終コーナーを廻っている人たちのよき伴走者であれ 「してあげる介護」から「寄り添う介護」へ

小さいひとつひとつのことに他人を思いやる優しい心を込めて関わること。

《伴走者の心得》

○利用者の尊厳と尊重

丁寧な対応と同時に、相手を尊重し大切にすることをもちます。

○洞察力

高齢者の「現在」だけを見るのではなく、私たちと同じ澁刺とした「過去」があったことを認識し、相手の心の奥にある真の思いを察する努力をします。

○自分を良く知ること

自分の関わり方、介護の仕方を振り返る謙虚さをもちます。

○介護は相互の人間関係

入居者から教えられ、学びながら仕事を続けていることを認識します。

○人生の総仕上げの支援

入居者が人生の最期を私たちにゆだねていることに感謝する心をもちます。

《行動指針》

①私たちは、社会の一員であることを自覚し地域に貢献する取組を行います

②私たちは、入居者と共に QOL の向上を目指します

③私たちは、常に相手に感謝の言葉を伝えます。

④私たちは、互いを尊重し合いチームワークを大切にします

⑤私たちは、目標をもって仕事にチャレンジします

⑥私たちは、向上心をもち常に成長し続けます

【調査研修関係】

- 1 会議及び研修会は積極的に参加し、職員の資質と見識を高め共有し、入居者ケアの向上に努める。また自主的な外部研修参加に対して助成を行い職員のスキル向上を支援する。
- 2 福祉施設研修大会においては、他施設の職員と交流を図り、現場における実践研究発表を通じて学び、積極的に取り入れ実践しサービスの質の向上を行う。また日々の取り組みを研修大会にて発表を行う。
- 3 参考図書は積極的に購入し、福祉に対する認識を養い自己の研鑽に励む。なお、参考図書は事務所カウンターの所定場所にて自由に閲覧できるようにする。
- 4 施設内での定期的な会議を実施し、報告・連絡・相談を密にすると共に、会議は学習の場として位置付け、職員の資質の向上に努める。

①事業計画発表会

新年度の事業計画策定に当たり、職員参加のもと意見を集約し、新しい年度に向けての共有を行う会議とする。

②職場内研修

年間スケジュールのもと、職員のスキルアップと利用者ケアの向上を目指す場とする。

③職員会議

月 1 回行事やケア等運営全般について話し合う。また、各研修会の報告や施設内研修を兼ねた会議とする。

④主任者会議

翌月の行事予定や各部署での課題を検討する。

⑤臨時会議

早期の対応が必要な場合に、多職種で集まり対応を検討する。

⑥生活支援会議

毎月第 2、第 4 水曜日の午後に生活支援計画、ケアプランの作成及び見直しと次月活動の予定について調整する。

⑥自主研修

職員自ら研修課題を見つけ、小グループでの学習会をもち見識を深めていく。

【ケア関係】

①食事について、旬や地域の食材を使った郷土食、また入居者の希望を取り入れた食事作りを考え、入居者の日常的な体調や身体状況を把握し、ADL に合わせた食事ができるような栄養管理に努める。また楽しく、おいしく、落ち着いて食事ができる環境づくりを行う。

②看護職員による日常の健康度のチェック、服薬管理、岡山済生会総合病院嘱託医による週 1 回の往診及び昭和町健康管理センターによる健康診断、レントゲン、血液検査の実施、協力医療機関との連携、必要に応じて近隣医院への往診依頼等、健康管理に留意する。

③入居者と共に室内外の清掃及び整頓、衣類寝具等の清潔保持に努める。

④入居者が健康度や心身機能に応じて参加できるクラブ活動、施設外活動、各種行事を企画し ADL 向上と QOL 充実を図る。また入居者の社会参加への働きかけや地域活動を共に実践し、やりがいを得られるよう支援する。

⑤入居者個々にかかわりを深め、互いに感謝しあえる関係づくりを行う共に QOL の向上を目指す。また常に自律を考え、他職種で連携してより良いケアを実践する。

【対地域、対家庭】

1 岡山市と生活支援短期入所事業の委託契約を締結すると共に、短期入所自主事業を行い地域の高齢者への支援を行う。また地域の高齢者に対し配食、会食サービスを実施し地域福祉の向上に努める。

2 各学校の実習依頼については、実習生の学習の場としてだけでなく、職員の学習の場として受け入れを行う。また障害者の就労訓練実習、支援を必要とする子どもの実習、中間的就労支援等の社会ニーズに対しても積極的に受け入れを実施する。

3 各行事には地域の高齢者や住民を招待し地域交流を深めると共に、ボランティアの育

成を推進していく。また地域行事へも積極的に参加し、地域住民との交流に努める。

- 4 入居者家族、地域住民やボランティア等誰もが訪問しやすい明るく清潔感のある施設環境を作る。また、SNS やホームページにて施設の取り組み等の情報発信に努め、年 1 回機関紙「ほうせき」を発行する。
- 5 年間計画をもとに地域に向けた公益的な取り組みを実施する。また職員全員で積極的に取り組める体制づくりと共に地域ニーズに応じて柔軟に実践する。
 - ・給食サービス（配食・会食）
 - ・ふれあい講座（地域サロン活動）
 - ・ほほえみカフェ（認知症・地域交流カフェ）
 - ・認知症サポーター養成講座
 - ・地域の福祉資源としての食堂及びふれあいホール等の貸し出し
 - ・福祉車両の貸し出し
 - ・幼稚園、保育園及び小中学生に対する福祉体験や施設見学
 - ・高齢者や障害者等に対する実習受入れと雇用機会の確保
 - ・つしまみんな食堂（地域及びこども食堂）
 - ・積善会祭
 - ・地域交流会 等
- 6 分野を問わず地域企業、各種団体や他法人とも交流を図り連携しながら地域ニーズへ対応する。

【月間行事】

（1） 施設内活動

1、給食会議

入居者と職員が食事について意見交換し、QOL 向上に向けて食事作りの参考とする。

2、町別会議

町毎に職員を交え、お互いが日常生活を快適に過ごすための話合いや要望、月予定の報告を行なう。

3、常会

毎月入居者と職員が一同に会し、町別会議での報告や意見を交換し快適に生活ができるよう話し合いを行なう。

4、クラブ活動・文化活動

健康度や心身機能に応じて参加できる活動を考え、生活の質の向上及び残存能力の維

持に努める。また、地域住民の参加も呼び掛けることで色々な交流ができる場とする。

5、誕生会

入居者と職員並びに会食利用者や入居者家族を招待し、食事を食べながら誕生者を祝福する。

6、売店

週1回売店を開き、外出ができない入居者も買物を楽しんでもらう。

7、喫茶

ボランティアの協力のもと、入居者の楽しみの場としてまたボランティアや入居者同士の交流を深める場とする。

8、おやつ作り

入居者と調理職員との関わりを深められるよう実施する。

9、移動図書館

月1回、市立中央図書館の移動図書が来会し利用してもらう。また地域の人にも利用してもらえるよう広報を行う。

10、避難訓練

非常災害に備え年2回全体での消防避難訓練を実施し、入居者の安全確保に努める。

また地震、土砂災害に対しても年1回の避難訓練を実施する。

岡山市と福祉避難所の連携を図ると共に、地域防災について地域の各団体との連携を密にし、防災訓練などを実施する。

(2) 施設外活動

入居者の要望にそった計画を立て、多くの入居者が参加できる活動を実施する。

- ① 花見ドライブ (3月下旬～4月上旬)
- ② 蓮見学 (7月中旬)
- ③ 紅葉見学 (11月中旬)
- ④ イルミネーション見学 (12月中旬)
- ⑤ 初詣 (1月中旬)
- ⑥ 外出支援 (要望に応じて)

【施設年間行事】

4月	ひな祭り お花見 花見ドライブ	桃の節句を祝ってお茶会 桜の下での祝宴 市内をドライブ
5月		
6月	大掃除	室内外の大掃除の実施
7月	地域交流会 摩利支天祭り 蓮見学ドライブ	地域住民とボランティアを招いての交流会 摩利支天王様の夏祭り 高松城跡蓮見学
8月	七夕祭り 盂蘭盆 納涼の夕べ	誕生会を兼ねて七夕祭り 盆の法要にて創設者の墓参り 地域住民を交えての盆踊り大会
9月	敬老の日 創立記念日	敬老の日の祝宴 創設者並びに関係者の慰霊祭と祝宴
10月	運動会 秋の健診 ほうせき★まつり	地域の高齢者、保育園児を招待し合同運動会 秋の健康診断の実施 入居者の為の秋祭りイベント
11月	積善会祭	地域住民の交流を目的とした秋祭り
12月	忘年会・クリスマス会 餅つき すす払い	1年間の健康を祝す忘年会とクリスマス会 1年の締めくくりとしての餅つき 室内外の大掃除
1月	新年会 初釜	新年の祝賀会 茶道クラブによる年始めの茶会
2月	節分会	年男・年女が豆をまき、1年の平安を祈る。
3月	彼岸会 健康診断	創設者と報恩積善会供養塔の墓参り 入居者全員の健康診断の実施（昭和町健康管理センター）

ホームヘルプステーション「ほうせき」

平成31年度事業計画

1. 事業の目的

ホームヘルプステーション「ほうせき」には、サービス提供責任者2名を配置し、居宅介護サービス計画、ならびに、特定施設サービス計画に沿った適切な訪問介護計画を立て、要介護状態又は要支援状態になっても、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2. 基本方針

- ①利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
- ②自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
サービスの提供にあたっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ③サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明する。
- ④サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑤常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び援助を行う。

3. 年度内に一般型特定施設への転換に伴い、当面の間事業を停止。職員配置や地域のニーズに応じて、地域要援護者に対してもサービス提供できるよう来年度以降体制整備を検討する。